

会 議 録

会議の名称	第4期 小金井市地域自立支援協議会 (第2回)
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、 地域生活支援センターそら
開催日時	平成26年8月29日(金) 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市市民会館 萌え木ホール A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋智委員(会長)、矢野典嗣委員(副会長)、大久保昌弘委員 中村悠子委員、森田純司委員、森田史雄委員、赤木敏一委員 刀根武史委員、水野元子委員、植草康仁委員、久野紀子委員 吉岡博之委員、小松淳委員、吉尾実木委員、本田ひろこ委員 緒方久美委員、ボーバル聡美委員、武井由紀子委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 堀池浩二 自立生活支援課障害福祉係長 染谷幸枝 自立生活支援課相談支援係長 高田明良 自立生活支援課障害福祉係副主査 岡本幸宏 地域生活支援センターそら 荻塚 明</p>
傍聴の可否	可
傍聴者数	1人
会議次第	別紙会議録のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
提出資料	添付のとおり

第4期 第2回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨

日時：平成26年8月29日(金) 17:00～19:00

場所：小金井市市民会館 萌え木ホール A会議室

出席者：協議会委員 18名

自立生活支援課長

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課障害福祉係主任

地域生活支援センター そら 1名

配布資料 1：自立支援協議会のまとめ方について

2：障害福祉計画（素案）

3：障害福祉計画スケジュール

4：相談支援部会 報告資料

5：生涯発達支援部会 報告資料

6：生活支援部会 報告資料

1. 開会

矢野副会長	<p>本日、高橋会長が公務のため30～40分遅刻するとの連絡が入っているので、私が司会を代行する。</p> <p>第2回小金井市地域自立支援協議会を開催する。なお、本日、馬場委員と渡邊委員から欠席の連絡が入っているが、過半数以上の委員の出席があり本協議会は成立しておりますので開催します</p> <p>最初に資料等の確認を事務局からお願いします。</p>
事務局 (岡本副主査)	<p>開催にあたり、配布資料（資料1～6）の確認をします。</p> <p>また、10月1日に行われる児童発達支援センター1周年と障害者地域自立生活支援センターの10周年を記念しての合同イベントのチラシと併せて9月28日に行われる講演会のチラシをお配りしている。その他、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」という厚生労働省からの通達文を配布した。</p> <p>その他、事務局の菫塚さんから報告がある。</p>
事務局 (菫塚)	<p>配布資料の一番後ろに2点追加した資料のご説明をする。1点は森田純司委員からのご提出で、「中等度難聴児を取り巻く環境と現状について」である。2点目は、東京都の「地域自立支援協議会交流会の開催について」である。交流会のご案内は事務局の手違いで配布が遅くなったので、改めてお示しさせていただき、参加希望の方はご連絡いただきたい。以上。</p>

矢野副会長	第 1 回地域自立支援協議会の会議録の正式版も配布されているので、ご確認ください。それでは議題（1）の「自立支援協議会のまとめ方について」を事務局から願います。
-------	--

2. 議題

（1）自立支援協議会のまとめ方について

事務局 (岡本副主査)	<p>自立支援協議会のまとめ方について説明をさせていただく。資料 1 参照。今までは第 3 期から第 4 期への引き継ぎ事項としていろいろまとめてきたが、高橋会長とも打ち合わせをした中で、障がいのテーマは幅が広く、目指すべき方向性を整理させていただければと思う。資料 1 に記載してあるとおりの内容でまとめさせていただきたい。</p> <p>市としては、児童発達支援センター「きらり」が昨年 10 月 1 日に開設したことで、ハード面については 18 歳未満を「きらり」、18 歳以上を障害者センターなどがあるため、一定整理ができていますと考えていますが、今後はソフト面が課題だと思っています。その中で関係機関同士の「連携」が課題であり、「連携方法」について議論をしていただければと思います、1 番に記載していますとおり「第四期地域自立支援協議会の議論内容」として、「地域連携に向けた市の役割、事業所の役割、地域の役割」を大きなテーマとして議論していただければと思います。</p> <p>具体的には、各部会で個別の課題について議論をさせていただいております。その考え方として、</p> <p>相談支援部会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所が計画相談を作る際の連携に必要なこと ・介護との連携のために必要なこと ・当事者を支援する関係機関との連携に必要なこと <p>生涯発達支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児・者の支援の際の連携に必要なこと ・地域との連携に必要なこと など <p>生活支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要なこととは ・日常生活における各関係機関に必要なこととは など <p>について、課題解決に向けた連携内容や対応方法に必要なことなどをまとめていただければと思います。</p> <p>まとめ方についても、できたら「市がやることは何か」「事業所がやることは何か」「地域でやることは何か」と具体的に分けて考えていただければと思います。</p> <p>単純に「市が補助を出す」という考え方ですと対応が難しいですが、例として。</p> <p>課題：</p> <p>① 地域の課題 として</p>
----------------	---

障がい児を受け入れる施設が少ない。

② 事業所の課題 として

受け入れたいが、部屋がなく、職員体制も組めず、受け入れられるか不安がある。

③ 市の課題 として

財政が厳しく、市の運営する施設を増やすことは難しい。

この課題の整理の際にも、多くの課題がある中で、優先順位をつけたり、トヨタ社のように通常の「5W1H」ではなく、「6W」として、6つの WHY を考えていただけると助かります。

やり方の例としては、「障がい児を受け入れる施設が少ない。」と課題が出た場合、「なぜ施設が少ないのか？」と考え、「空いている土地がなく、施設が拡大できない。新規事業者が入って来られない。」などとなり、さらに「なぜ事業者が入ってこられないのか？」と考えますと、「事業者側に空き地の情報がない」となります。では、「なぜ空き地の情報がないのか？」それは「事業者は不動産屋に行かなければ空き地の情報が回ってこない」または「情報不足」などとなり、「なぜ空き地の情報が回ってこないのか？」と考えますと、実は「市も空き地や空き家の情報を持っている。」では、「市は事業者の事業情報を持っていないため、空き地の情報を回すことについて理解していないのではないか」と課題を細かく分析していくと解決に向けた考え方が見えてきます。今回は、「市に事業者の情報を提供し、空き地があればすぐに連絡がもらえるように、市と情報交換をする場をつくる。」などと解決策を出していただければと思います。

また、課題の考え方については、よく言われますのが、「本質的な課題」と「体質的な課題」があります。

本質的な課題の場合、「人の本質」などと言われるように、変えることができない課題であり、これ以上議論するのはあまり意味がないと考えます。逆に、体質的な課題の場合、体質改善などと言われるように、改善することが可能だと思われるものだと思います。

そのように考えると、先ほどの例ですと、「市の面積が狭い」というのは変わることがない事実ですから、本質的な課題です。ただ、「空き地情報がない」というのは、市や民間不動産事業者などと連携することで、市が持っている情報を共有することで解決できる問題です。

このように整理していただき、各々の立場で実施することを整理することで、各立場で何をすべきかが見えてきます。たとえば、

提案内容

① 地域での対応

地域では、市が誘致等を行った場合には、施設の受け入れについて理解してもらえるように、講習会などの周知を行っていきたい。

② 事業所での対応

事業所は、事業拡大を検討していただく、または、類似施設が事業拡大

	<p>を検討しているのであれば、市へ連絡し、誘致に協力していただきたい。</p> <p>③ 市での対応</p> <p>市では、民間誘致に向けて空き地情報などを積極的に各事業所へ連絡するようにしていただきたい。また、既存の児童発達支援センターを利用して、関係機関職員への研修、地域での講習会などを行っていただきたい。</p> <p>以上のように、個別の課題について検討し、解決に向けて実施すべきことをまとめていただき、最終的には提言書などのかたちでいただければと思います。議論内容については、市からの提案ですので、ご意見をいただければと思います。以上です。</p>
矢野副会長	<p>専門部会で協議をする中身で、課題が出てくると思うが、それをもう一步踏み込んで、具体的にそれぞれがどういう役割を持っていったらいいか。その辺りを議論していきたいということである。よろしいですか。</p> <p>そういう方向性でそれぞれ1年、あと半年だが、部会で協議を進めていただければと思う。</p> <p>次の議題で障害福祉計画について資料を参照していただきたい。事務局から説明をお願いします。</p>

(2) 障害福祉計画について

事務局 (染谷係長)	<p>障害福祉計画について説明させていただきます。本日は資料2としてお配りしておりますので、こちらをご覧ください。今回お配りしております資料は素案でございますので、皆様のご意見を伺いながら修正をしていきたいと思っております。</p> <p>先にスケジュールを説明させていただきたいと思っておりますので、資料3をご覧ください。本日、第2回の全体会におきまして、全体の説明を行います。細かい内容につきましては、第1節を相談支援部会、第2節を生活支援部会、第3節を生涯発達支援部会が中心となりまして、9月、10月の各部会や部会終了後の時間を使って調整させていただきたいと考えています。部会に参加できない方もいらっしゃいますので、参加が難しい方は意見シートなどで意見をいただければと思います。</p> <p>11月の第3回の全体会で、部会で調整した内容を報告し、(案)としてまとめさせていただき、パブリックコメントを行い、1月に意見集約を行った後、2月の第4回の全体会で確定させていただき、3月には印刷を行い、4月から配布を開始する予定です。</p> <p>計画の中身について説明させていただきます。第1節指定障害福祉サービスです。こちらは、相談支援部会が中心となって検討を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>前回との変化点は、下から5番目に「共同生活援助」とありますが、平成26年4月から「共同生活介護」が「共同生活援助」に統合されたため、「共同生活援助」だけになっています。</p> <p>裏面には、平成24年度と平成25年度は同年度の3月実績、平成26年度の見</p>
---------------	---

込みの数字は、3月から6月までの平均をとっているもの、6月の実績を入力しているものがあります。細かい数字につきましては、後ほどご覧いただければと思います。次のページも同様に実績と見込みになっております。

次のページが国から示されている指標になります。この指標を基に、各事業の数値目標を計算しています。次のページから、各事業の数値目標になっています。表の下に計算式を入れておりますので、ことらも時間の関係上、後ほど担当の部分をご覧いただければと思います。

14ページをご覧ください。こちらは、先ほどの目標を達成させるために必要な方策が記入されており、一番議論が必要な部分かと思っておりますので、こちらにつきましてはひとつひとつ読み上げさせていただきます。

(4) 指定障害福祉サービス見込み量確保のための方策

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、今後施設や病院の入所者の地域移行により利用者が拡大することが予想され、その量を的確に把握すると共に今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう事業所の確保に努めます。また、利用者に対し選択の幅を広げるための事業者情報の提供に努め、より多くの障がいのある人がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生などの新たな利用者の状況や事業者の新体系への移行状況を考慮し、市内に必要な施設やサービスについて、国や東京都と連携した新たな事業所支援、開拓など、サービスの提供が確保されるよう施策の検討を行います。

市内に不足する生活介護や短期入所など身近な地域で利用できるようサービス提供体制の早期整備に努めます。

③ 居宅系サービス

法改正により、平成26年度からグループホーム・ケアホームがグループホームに統合されました。施設整備の推進や施設入所支援に関しては、真に必要なとする人のみの利用とし、目標年度までに関係機関と協議しながら段階的に地域移行を進めていきます。

④ 指定相談支援

法改正により、サービス等利用計画の対象がすべての障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者に拡大することとなったことから、相談支援の提供体制の量的拡大を図る必要があります。また、地域相談支援の創設により施設や病院入所者の地域移行、地域定着支援が強化されます。

相談支援事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進してまいります。また、多くの方が利用できるよう周知徹底に努めます。

⑤ サービス提供事業所の確保とサービスの質の向上

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障がいのある人がさまざまな選択肢の中からサービスを選択できるように、サービス提供事業所に対して支援等を行い、障がい福祉に関する情報提供と誘致に向けた施策を積極的に行うことで障害福祉サービス事業所の新規参入を促進していきます。

さらに、サービス提供に従事する人員の確保や専門性を備えた人材を育成するために必要な支援を行っていきます。サービスの質を向上するために、第三者評価の活用や権利擁護、虐待防止のための取り組みについても指導、助言をしていきます。

このような形で第1節がまとまっています。ご質問もあるかと思いますが、まずは全体の説明をさせていただき、その後質疑に入りたいと思いますので、説明を続けさせていただきます。

次に第2節です。第2節は生活支援部会が中心になって議論をしていただきたいと思います。こちらの変更点ですが、地域自立支援協議会を削除しました。その他の項目につきましては、変更はありません。

次のページには、各事業の目標数値が掲載されています。先ほど同様に、数値の計算方法も掲載していますので、後ほどご覧いただければと思います。

24ページをご覧ください。こちらは、先ほどと同じく、ひとつひとつを読み上げさせていただきます。

(3) 地域生活支援事業サービス見込み量確保のための方策

地域生活支援事業の実施にあたり、小金井市では事業の計画的・効果的な実施に努めます。実施する事業のサービス確保のための方策は、次のとおりです。

① 理解促進研修・啓発事業

障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するような講演会・教室等開催をできるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

② 自発的活動支援事業

ピアサポート等の障害者等やその家族・地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の主旨を踏まえ、特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族・地域住民等が事業に関わるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

③ 相談支援事業

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大や地域相談支援の創設によって、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていく必要があります。障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、サービス提供事業者との連携のもとで相談支援体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者総合支援法施行規則に定め

る費用（成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等）の全部又は一部の補助を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。また、手話通訳者の養成、スキルアップについても努めていきます。

⑦ 日常生活用具費給付事業

それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。また、日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握し、品目の追加や廃止を検討していきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者という主旨を踏まえ、障害者福祉センター等での実施など、体制の整備を検討していきます。

⑨ 移動支援事業

増大する利用者や利用時間の必要量確保のため、事業者の確保と連携強化に努めます。また、利用者ニーズに応じた実施内容や実施方法を検討していきます。国へ事業の個別給付化を要望していきます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に身近な施設として、基本的事業や機能強化事業の一層の充実を図ります。また3障がいに対する事業所が市内にバランスよく配置していただけるよう体制の整備を検討していきます。

⑪ その他の独自事業

サービスの質の向上のために事業者等と連携を密にし、サービス内容の見直しを考慮しつつ事業を実施していきます。また、利用者に対する情報提供を行い、事業の周知徹底を図っていきます。日中一時支援事業については、市内にサービス提供事業者が少ないことから事業所の確保に尽力し、医療的ケアにも対応できるよう検討を行います。

最後に第3節です。第3節は、生涯発達支援部会が中心になって議論をしていただきたいと思います。こちらは、今回の計画から初めて追加される部分ですので、前回の目標などはありません。そのため、文言等も含めて検討をお願いします。

次のページには、各事業の実績があり、次のページから各事業の目標となっています。校正は、第1節や第2節と同じ形となっていますので、同様にご覧いただければと思います。

31 ページをご覧ください。こちらは、先ほどと同じく、ひとつひとつ読み上

	<p>げさせていただきます。</p> <p>(3) 児童通所支援事業見込み量確保のための方策</p> <p>① 児童発達支援</p> <p>児童発達支援については、身近な地域の児童支援の専門施設（事業）として、通所利用の児童への支援だけでなく、地域の児童・その家族を対象とした支援や保育所等の児童を預かる施設に対する援助等にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。</p> <p>② 医療型児童発達支援</p> <p>医療型児童発達支援については、児童発達支援及び治療の提供を通所利用の児童やその家族に対する支援だけでなく、施設の有する専門機能を活かし、地域の児童やその家族への相談、児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように関係機関と連携し支援に努めます。</p> <p>③ 放課後等デイサービス</p> <p>放課後等デイサービスについては、児童の学齢期における支援だけでなく、児童に対し、放課後や長期休暇中における療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)であるとともに、放課後等の居場所、また、レスパイトケア(ご家族に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス)にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。</p> <p>④ 保育所等訪問支援</p> <p>保育所等訪問支援については、家庭から保育園・幼稚園・託児所等に通いながら児童発達支援事業所への併行通園している児童が可能な限り地域における生活が継続できるように専門職員が保育所等を訪問し支援するだけでなく、保育所等の協力体制、連携していくことで、より多くの児童が、安心して集団生活を送る事ができるように体制の整備に努めます。</p> <p>⑤ 児童相談支援</p> <p>法改正により、児童支援計画の対象がすべての児童通所支援事業の利用者に拡大することとなったことから、児童相談支援の提供体制の量的拡大を図る必要があります。また、事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。利用者に対して、必要なサービス供給量を確保し、児童がさまざまな選択肢の中からサービスを選択できるように、サービス提供事業所に対して支援等を行い、障がい福祉に関する情報提供と誘致に向けた施策を積極的に行うことで、事業所の新規参入を促進していきます。</p> <p>以上、時間の関係もあり、駆け足となりましたが、このような形で素案とさせていただきます。ご検討をよろしくお願い致します。</p>
矢野副会長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんのお手元にある小金井市保健福祉総合計画の150ページに平成21年度から第2期の実績があり、平成24年度からの</p>

	<p>見込量と計画が今年度まで記載されている。平成 24 年、25 年、26 年の 3 年間の実績が表記されて、平成 27 年度以降はどういう予測数値にするかということで書かれているので、それを見て検討していただければと思う。</p> <p>ご意見やご質問があったらお伺いしたいと思うが、いかがでしょうか。特に今の具体的な施策の方針のところ、それとこの計画の数値目標は整合性があるのかなど、特に検討していただきたいと思っている。</p> <p>相談支援事業のところは訂正があるのではないのでしょうか。障害者相談事業所の数は平成 25 年度の実績が 6 箇所、平成 26 年度の計画値は 3 箇所になっているが、7 箇所になるのではないですか。</p>
<p>事務局 (岡本副主査)</p>	<p>17 ページの一番上の障害者相談事業所の数は平成 24 年、25 年、26 年の実績及び見込みのところ、平成 26 年度は実績が現在 7 箇所になっているので、後ほど修正して、次回に差し換えでお渡しいただければと思う。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>この表記の仕方は厚生労働省の資料に基づいて枠組みがつくられているので、大きくは変えられないと思うが、中には表記のところ工夫ができる部分もあるかと思っている。</p> <p>私から 1 点、これを読んで気付いたところがある。相談支援事業のところ、計画相談が開始されたが、相談支援事業所が 7 箇所という話があったが、現状で対象となっている相談を全部できるのか疑問である。</p> <p>相談支援事業所に相談支援専門員が何人いるのかということと計画相談を受ける対象の人が何人いて、それでこなせるのか。現実的に実績に基づいて平成 27 年、28 年、29 年の数値目標を立てたときにそれで大丈夫なのかリアルに見ていく必要があると思っている。</p> <p>実際に相談支援事業所と相談支援専門員の数がどういう計画で推移し、人を増やしていくのか。実質的にはマンパワーの計算だろうと思う。計画相談により、1 人の利用者を面接し、家庭訪問し、また、関係機関との連絡調整となれば、1 人に対して 1 時間や 2 時間では済まなくなる。1 カ月のサイクルでも何日間かそれで取られる。単純に人を当てはめていくと、1 日に 1 人の相談員が何人できるか、1 カ月で何人できるのか。半年後か 3 カ月単位で見直しをしていくとなれば、その追跡をやってフォローしていくとどれだけ人が必要になるか逆算すれば出ると思う。</p> <p>その数を一気にやれといっても現実的には無理なので、それをどういう計画で相談支援事業所を増やしていくのか、どうやって補っていくのか協議をしながらこの計画を見直して、実現可能な数値を掲げることが必要と思う。</p> <p>それぞれ数値は出ているが、もうちょっと見ていかないと小金井市内の事業所の数で本当にこれだけの人に対応できるのか。給付計画を立てたときにそれぞれのご家庭の事情や子供の実態や当事者の実態に合わせて給付量が決まるわけで、それを実施していくためにはどれだけ事業所が必要なのか。</p> <p>場合によっては、近隣他市の事業所の応援も借りなければいけないのか。そうするとそれぞれの自治体の計画が狂ってくるわけだから、その整合性をどう取っていくのか具体的に検討すべきと思う。</p>

	<p>就労支援についても「エンジョイワークこころ」一つだけなので、そこだけでは回っていかない。具体的にシミュレーションした計画と実際の事業所がやっている量との関係性をもうちょっと部会の中で議論し詰めてもらいたい。</p> <p>表記の仕方も二段構えで書くなどの一工夫も含めた議論と検討をしてもらえるといいかと思って読ませていただいた。</p> <p>その他に気付いたこと、検討してほしいことなどあったら、ご意見をいただきたい。ポーバル委員からご意見はありますか。</p>
ポーバル委員	<p>具体的なことはお話できないが、確かに就労支援センターが1カ所ということと、近年多く開設している民間の就労移行支援事業所があり、昔と人の流れが変わってきているということがある。そういったところを具体的に協議しながら、流れはそれでいいのか検証していただければと思う。</p>
矢野副会長	<p>専門部会が9月と10月に開催される予定だが、討議の時間があまりないので、今日の全体会で議論し少し意見を出していただきたいと思う。再度読み返してもらって、特にそれぞれの章の方策に書かれている方針と数値目標を照らし合わせたときに合致するかどうかは重要なところで、本当にそれを方策どおりにやれるのか検討することが大事だと思っている。</p>
本田委員	<p>8ページの行動援護のところで平成26年度の計画値は実利用者数4人、のべ利用時間52時間になっていた。平成26年度の3月、4月、5月、6月分の平均実績を出して、年間1名程度増加するという考え方では、平成27年度は4人で、平成28年度が5人で、29年度は6人になっている。前回の計画でも平成26年度は4人になっていて、今回の計画は平成27年度の目標は4人で、平成28年度、平成29年度は5人、6人と1人ずつ増えているので、普通に考えると平成27年度は5人と考えるが、この計算の仕方がよく分からなかった。</p> <p>平成26年度の3月、4月、5月、6月の平均実績と増加見込みで平成27年度の目標値を設定した計算のところがよく読み取れなかったので、一例を挙げていただけると分かりやすいかと思う。</p>
矢野副会長	<p>実利用者数とのべ利用時間数の関係の説明ですか。</p>
本田委員	<p>はい、そうです。</p>
矢野副会長	<p>事務局、染谷係長からお願いします。</p>
事務局 (染谷係長)	<p>8ページの4) 行動援護については、まず、実績は2ページ目に平成24年、25年、26年で計画値と、それに対しての実績値が載っている。平成26年度の3月から6月分の平均実績が3人だった。その後の計画値は年間1名程度増加するのではないかという見込みを立て、平成27年度は4人分計上させていただいた。サービス利用時間については同じく平成26年度の3月から6月分のサービス量の平均値が15.6時間だったので、それを16時間と見立てて、4人×16時間で64時間という掛け算で計画値を算出した。このような形で他の項目も計画している。</p>
矢野副会長	<p>それぞれ1人当たりの月の利用時間数で何人分と見込んで掛け算をしているということである。</p>
事務局	<p>補足をさせていただきます。それぞれの人数などに関して3月から6月分の</p>

(染谷係長)	平均の人数に対して、さらにどれぐらい伸びているかという見込みをプラスして、利用者数を入れているので、そのような計算式で示させていただいている。
矢野副会長	平成 24 年、25 年の計画値と実績値がどのぐらいギャップがあるのかということ、平成 26 年度では 6 月までの実績から見込み値の数字が出ているので、その辺で比較をしながら、平成 27 年度以降をどう見たらいいかということになりますが、この辺の数値の読み方はよろしいですか。
森田史雄委員	<p>計画値と実績値が大きく違っている項目が相談支援の地域移行支援と地域定着支援である。3 ページで平成 25 年は計画値が 8 人、実績は地域移行、地域定着ともにゼロ。平成 26 年は計画値が 12 人に対して見込みは 3 人になっている。今後の見込みはわからないが、ゼロに近い数字になる可能性がある。</p> <p>それに対して、14 ページの④指定相談支援のところは、地域移行支援、地域定着支援というのは提供体制の量的拡大を図る必要があると書かれているが、ちょっと矛盾するような感じがする。この文面は前期計画と全く同じ文面になっている。つまり拡大どころか後退しているような印象が感じられる。地域移行支援は主には精神科病院からの移行なので、精神科病院との関わりが深く関係すると思う。これについて相談支援部会で検討するときになぜそうなったか、今後の推移としてこの計画でいいのかということを検討してもらいたい。</p>
矢野副会長	<p>3 ページの実績で地域移行と地域定着がどうして実績が低迷しているのか。特に平成 25 年度はなぜ 0 人だったかということ、病棟転換型居住系施設の新制度がどう影響するのか、厚生労働省の制度移行のところではそういう変化があるので、併せて見ていかないといけないと思う。そうすると、この方策のところの文言を変えた方がいいということになる。その辺を相談支援部会で議論していただければと思う。</p> <p>他にいかがでしょうか。第 3 節の児童通所支援事業のところでは何かありませんか。</p> <p>児童発達支援センター「きらり」は、この 1 年間の実績を踏まえて、平成 27 年、28 年、29 年のところを議論しないといけないと思うので、供給見込み量のそれぞれの数値が出ているが、対応できるかどうかも含めて議論をしていただけるといいのかと思う。</p>
小松委員	<p>就労移行支援と就労継続支援などについてうかがう。当事業所の見込み値とかなり違っている。現行の障害福祉計画よりも今回の素案の延べ時間数が下がっている場合があるが、特に継続する必要はないのか。計画値や実績値が上がっていくのか下がっていくのかについてうかがいたい。</p> <p>小金井市保健福祉総合計画の 157 ページと今回の素案の 10 ページの就労移行支援のところを見ていただくと、前者の延べ利用者数と実利用者数が平成 24 年から平成 26 年は 544 人から 864 人で、実利用者数が 34 人から 54 人になっているが、後者は平成 27 年から平成 29 年にかけて 560 人から 700 人、実利用者数が 40 人から 50 人になっている。計画の継続性についてご説明をうかがいたい。</p>
矢野副会長	素案の 2 ページに就労移行支援の実績値が出ている。今回の素案の計画値は

	この実績が根拠になっている。下の説明を見ると実績から今回の計画値が算出されていることがわかるが、現行の計画値に対して実績がなぜ下回ったのかを分析すれば、問題が見えてくると思う。
小松委員	4 ページの国の指針は計画に載るのでしょうか。
事務局 (高田係長)	載ります。
小松委員	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数を 6 割以上増加という国の指針があるが、到達していないことについてうかがいたい。
事務局 (高田係長)	この目標も達成することが望ましいのだが、地域によって達成できないというところもある。特に施設の入所者の地域生活への移行というところはかなり厳しい制約が課されていて、前回の計画見直しの際にも小金井市がこの目標を達成できるかということを検討したときに、その当時は平成 17 年か平成 18 年ぐらいの人数からさらに減らすという目標を掲げていたが、待機者数などを考えたときに減らすのは無理だろうということで、結局、差し引きゼロという目標にした。小金井市としては目標どおりにやった方がいいのか、待機者数から考えて、どう見てもこの目標を達成するのは不可能に近いのではないかという検討をしていただき、目標値を設定していくという形になっている。
矢野副会長	その他、いかがですか。
吉尾委員	12 ページの居宅系サービスの共同生活援助について、平成 26 年度に法改正があって、ケアホームとグループホームが一体化されたが、どのように合わせていくのかよくわからないので、教えていただければと思う。
事務局 (染谷係長)	先ほど事例として挙げさせていただいた計算式と同じようになっている。3 ページを見ていただくと共同生活援護と共同生活介護は、平成 26 年度の見込みは合算する形になっている。平成 26 年 3 月から 6 月の平均値に増加の見込みを足し合わせ、計画値を算出している。 各事業所に事前アンケートを採らせていただき、グループホームやケアホーム等の新設等を予定している事業所があるので、そこで増える人数も加味した形になっている。
吉尾委員	平成 27 年度の実利用者数は、前年度に比べてどのぐらい増えているのか具体的に教えていただきたい。
事務局 (染谷係長)	3 年間で 20 名の定員増がアンケートで示されていたので、それを 3 年間で 2 段階に割り振り 10 名ずつの増加幅にしている。平成 26 年度の 3 月から 6 月の平均利用人数にさらに新しくできるグループホームの 10 名の増加を見込んで、平成 27 年度は 76 人という人数にしている。
事務局 (高田係長)	新設がなければ、普通は人口増加率だけで人数を見ていくので、96 名までは増えないと思うが、今回、アンケートをさせていただいて、小金井市内に 20 床増やすという数字をいただいているので、小金井市内在住の方を優先して入れていただけるということを前提に、3 年間で 20 名増えるような計算で数値を出させていただいたということである。

吉尾委員	その 20 床と小金井市在住の方の人数は一致しないということですか。
事務局 (高田係長)	この計画は小金井市の方が全員入るという形で組んでいる。そこに他市の方が何名入るかということとは分からないので、全員小金井市の方という形で計画を組んでいる。
矢野副会長	<p>実際にグループホームがいくつ増えるか具体的に分かっていると、一つのグループホームで大体 5 人から 6 人。国の指針では一つのグループホーム 5 名定員となっている。しかし、実際に運営していく場合には、5 名だと採算が合わない、6 人なら採算が合うのではというのが現場の声だろうと思う。</p> <p>これからの 3 年間で各事業所が何棟グループホームを計画していて、本当にその年度に現実に土地を確保して作れるのかということとリンクすると思う。その辺も計画に表現できるといいかと思う。それを行政としてはどう支えていくか、土地がここにあるという情報提供や建設費用の一部の補助など、関連することが出てくると分かりやすいと思う。ただ、人と数だけでは表現できないことが、うまく反映できるとより具体的な計画になるかと思う。行政としてはいかがですか。</p>
赤木委員	<p>グループホームは個人が好意的に私のところを提供しようという人が何人いるか確認すべきと思う。小金井は適当な土地がないので、グループホームを作るという計画は恐らく難しいのではと私は思う。</p> <p>行政としては市が所有している土地で作る計画などできるのか、先ほど言った好意的な人が何人いるか。グループホームの数も具体的に計画に載っていないので、そこをはっきりさせてほしい。</p>
矢野副会長	<p>今、いくつかの事業所がグループホームを計画して準備を進めているので、それを市がどうバックアップして、その年度に計画どおり実現できるような方策が取れるかという議論が大事なかなと思う。また、小金井市も空き家が多く点在しているので、それをグループホーム等として有効活用できないかの議論ができると違うかなと思う。</p> <p>もう一つは、グループホームを運営するという事自体、採算が合わないということがある。事業所としては 5 名定員だと厳しいのが現実で、その辺を財政的にどう支援できるのか、6 名でも補助金を受けて建設できるのか、都や国にも補助金を出してもらおうことができるのか、なども含めて考える必要がある。</p> <p>これを検討するのは生活支援部会だと思うので突っ込んだ議論をしてもらいたいと思う。</p> <p>いくつか論点が出てきていると思うが、その他にこの数値目標はよく分からないということも含めていかがですか。特に各委員が所属する部会で検討する項目についてはよく見て、質問してもらいたい。成年後見などはいかがでしょう。</p>
森田史雄委員	今話があった成年後見についてですが、19 ページに成年後見制度法人後見支援事業のところ特に市民後見人ですが、今各地でこれを盛んにやっているし、権利擁護という意味で従来とは違って市民が使いやすいということで、平成 29 年度から実施する計画になっている。できるだけ早くこれを準備して実施して

	いただきたい。
矢野副会長	各部会でもう 1 回目を通してもらいながら議論をしていただくということでよろしいですか。今、出たような意見も踏まえながら、9 月、10 月の部会で議論をしていただければと思う。よろしく申し上げます。 次の議題に移ります。各部会からの報告を相談支援部会からお願いします。

(3) 部会からの報告

森田純司委員	<p>相談支援部会部会長の森田です。報告をさせていただきます。お手元に相談支援部会の活動報告、資料 4 参照。1 回目が 6 月 27 日（金）、2 回目が 7 月 25 日（金）に開催をさせていただいている。大まかな部会の活動内容として、1 回目が各部会員の持っている課題、ニーズの抽出、共有という形で進めている。2 回目にはその課題、ニーズに対して、今年度はどのような取り組みをしようかという議論をした。2 回目の時には事務局の岡本副主査から話があった課題解決に向けたアプローチができるように議論を進めようということで部会を進めた。2 枚目を見ていただきたい。</p> <p>まず計画相談支援の体制整備について注目して 1 年間やっていこうということになった。本日、矢野副会長からお話があった相談支援事業所の数は果たしてこれでいいのかというところである。例えば、具体的に今年度末にはどのような実施状況になっているのかというところが問われる内容になっていると思う。</p> <p>国や都からは相談支援体制の加速化に対する方針というような資料も出ているが、各市区町村でどのような加速化策があるのかというところが示されている。</p> <p>計画相談はまず事業所がないとそれが成り立たないわけであるが、事業所が立ち上がって、次にどんなことが課題になるのかというと、障害福祉サービスの利用に当たってのサービスの利用期間というのがとても課題になってくる。現在、小金井市は 3 の倍数月、6 月、9 月、12 月、3 月で障害福祉サービスの支給量、サービスを受けるための基本となる受給者証が作成されていて、そのサイクルに合わせて相談支援事業所は計画相談に取り組むことになっている。実はこの 3 の倍数月の支給期限についてかなり偏りがあって、具体的には 6 月に集中していて、他の 9 月、12 月、3 月はそれより低い件数になっている。少ない相談支援事業所で、例えば、6 月の集中している多くの利用者にどうやって計画相談を導入するかが課題になっている。</p> <p>相談支援部会では第一に相談支援体制を整備するというところで、事業所が増えること、その工夫は何か、どんな形で行政機関と協力していったらできるのか、あるいは、新規の相談支援事業所が参入しやすいようにするにはどんなネットワークが必要なのかというところを検討して、全体会や障害福祉計画に挙げていければと思っている。</p> <p>また、地域の活動を申し上げると、障害者地域自立生活支援センターは基幹相談支援の機能が昨年度から付加されているので、相談支援事業所とのネット</p>
--------	--

	<p>ワーク、連携を進めている。その中で課題抽出ができるような会議を開いているので、具体的には行政機関とどういったやり取りができれば加速化策となるのかというところをニーズとして挙げるができると思っている。相談支援ネットワーク会議という名称を付けて展開しているが、そこで出た課題を抽出、報告して、専門部会で協議して、全体会の障害福祉計画等々に反映するという流れを今年度は考えている。それが相談支援部会の基本的な枠組みとなっている。</p> <p>次のところでは具体的に相談支援体制の整備の加速化策の検討を行う。どのように検討するのかというと、相談支援ネットワーク会議からの課題を抽出して、それを相談支援部会で協議する。また、基幹相談支援センターから相談支援体制強化の働き、取り組みについての報告をさせていただいて、どのような体制整備ができるのかということを具体的に話し合っていこうと思っている。</p>
<p>矢野副会長</p>	<p>ありがとうございます。何かご質問はありますか。よろしいですか。</p> <p>では、私から引き続き生活支援部会の報告をさせていただく。</p> <p>6月27日の部会では防災災害対策というテーマで問題点の洗い出しをして議論をした。グループホームの利用者が要援護者の名簿に記載されていないこと、避難できない人への支援、把握の方法が不十分、福祉避難所の数が不足、平時の日常的なつながりの重要性については防災町歩きという取り組みをしている事例を出してもらい議論をした。</p> <p>7月25日は実際に障がい当事者の方、聴覚障がい者、視覚障がい者にご意見をうかがった。</p> <p>3年前の3.11の東日本大震災の当日は実際にどうだったのか、その体験からどういうことが言えるかということと、避難場所が指定されているが、障がいのある人たちが自分たちで行けるかということと、特に聴覚障がい、視覚障がいの方に聞いた。避難場所にどういうものがあつたらいいかということも具体的に意見を聞かせていただいた。協議会のメンバーの中に聴覚、視覚障がいの方がいないのでなかなか思い至らないこともあった。実際に当事者から話を聞くことでいろいろ気付かされるが多かったと思う。</p> <p>中身としてはそこに書かれているが、聴覚障がい者は声が聞こえないので目で見える情報がないと困るということである。電車が止まった後、シャッターが閉まってしまい、状況が分からず自分はどうしたらいいか分からなくてうろうろしてしまった。インターネットやスマホで知り得る範囲の情報は得られた。北陸の状況はすごいことが起こったというのは映像を見て分かっているが、今、自分の足元で電車が止まっていてどうしたらいいのか、そういう情報が一向にテレビを見ても入ってこないのととても困ったということである。親切な人がいて助かったが、そういう人がいなかったらどうにもならないだろうという話であった。</p> <p>視覚障がいの方は3.11の当日は市の施設に来ていて、帰り道に道路が揺れたので電柱につかまって揺れが収まるまでじっとしていたと話してくれた。電柱</p>

	<p>が倒れなかったのよかったが、電柱の工事をしていた方が 2 人いたが、自分には目もくれずに逃げていったとのことである。あまり散乱物もなかったので家まで帰ることができたが、亀裂でもあったりしたら、きっと家には帰れなかっただろうと思う。帰宅したら物が転がっていて片付けるのが大変だったとのこと。目の見えない人にとっては聞こえるので声でちゃんと伝達してほしいということで、正確に端的に話をしてほしいとのことだった。</p> <p>避難所においては、聴覚障がい者のために、お絵描きボードとか電光掲示板のような情報を示す物があったりいだろうし、視覚障がい者のために、それなりの配慮をした工夫が必要だろうし、車いすの人にも工夫が必要と思う。</p> <p>また、防災無線のアナウンスが「お知らせします」だけ聞こえて、大切な部分が聞こえないので、滑舌の問題と放送の仕方、原稿の伝達の仕方とか、そういうことに工夫が必要なのではないかということが出されていた。</p> <p>このような当事者の話を参考にしながら、市が今、防災計画を見直していることも含め、障害福祉計画の中でうまくつなげられるといいかと思っている。次回、その辺を受けて議論をしたい。以上です。</p> <p>では、高橋会長から生涯発達支援部会の報告をお願いします。</p>
高橋会長	<p>生涯発達支援部会の第 1 回では中村委員から児童発達支援センター「きらり」（以下、「きらり」と表示）の現状について報告があり、その後、課題等についての検討となった。「きらり」は昨年 10 月に開所して以降、非常にニーズが高く順調に発展してきている。しかし、逆を言うとリソースが 1 年たたないうちに満杯状態という状況となり、これをどう打開していくのかという議論がなされた。</p> <p>一番の問題は、「きらり」につながることができない方々が実は沢山いらっしゃるということである。幼稚園や保育所で気になるお子さんがいらっしゃるが、なかなか一声掛けにくいとか、保護者の自覚がないとつなげれないという問題などがある。「きらり」ができたことは素敵なことであるが、きらりというのはあくまでも積極的に展開していくということではなく、来ていただいた方々に対して療育あるいは放課後等デイサービスなどを提供する機関である。</p> <p>「きらり」まで来られない方々、幼稚園や保育所、あるいは、双方に通っていない方も少なからずいらっしゃるので、そういった方々をどんなふうに把握して、また、きらり以外に必要な資源をどう作っていくのかということについて議論を行った。</p> <p>第 2 回では第 1 回での議論に関連して、特に幼稚園、保育園において対象となるお子さんがどのくらいいらっしゃるか、渡邊委員に報告をお願いした。まず保育園については、現状としては公立の認可保育園は障がい児枠があって、なおかつ、巡回相談が定期的に行われている。一方、民間の認可保育園は障がい児枠がなく、気になるお子さんがいらっしゃるが、巡回相談も各園独自で行なっている状況で公立と民間保育園との格差がある。</p> <p>先ほども紹介したが、気になるお子さんがいらっしゃるが保護者への呼び掛け声掛けがしにくい、また、きらりと連携というところができにくいところが</p>

	<p>ある。</p> <p>幼稚園の共通した課題だが、小学校との連携が取れていないので、気になるお子さんがいらしても実際にはうまく小学校につなげることができなくて、いわゆる小1プロブレムという問題になってしまう。いかにして就学前の状況を把握しながら、それを小学校に連携していくのかというところが課題になっているというのが出された。</p> <p>幼稚園については小金井市ではすべて民間だが、特別支援教育対象のお子さんは小金井市全園で5名程度いらっしゃる。しかし、気になるお子さんは実は各クラスに1名～2名はおり、実際はもっと数が多いと思われる。残念ながら民間の幼稚園では職員を追加で配置すると人件費等が持ち出しになってしまい難しい状況で、人材確保、予算確保が課題である。また、幼稚園同士の連携、小学校との連携が難しいという課題がある。</p> <p>課題解決に向けては、とにかく人手不足の解消、条件整備を行うということである。それから、文科省が幼保小連携カリキュラムというものを作って、今、いろいろな自治体で行われている。知的な面、言語、コミュニケーションなど対人関係、体の面で課題を持つ子ども達が沢山いるので、そういった子ども達をも巻き込んで、全ての子ども達に対する文科省が作ったカリキュラムを使っている自治体で展開している。</p> <p>特別な子どもを抽出するのではなく、全ての子ども達が体の面、コミュニケーションの面などでちょっと気になる場合、そのカリキュラムを行うことにより各自自治体が発見と支援を同時に行えるような、ユニバーサルな支援システムが既にあるので、小金井市でもやれないかと思う。</p> <p>個別対応とか個別支援という形ではお金も手間もかかるので、実際にはどんなふうに声を掛けるかという難しさがあるが、全ての子ども達を対象にしたユニバーサルなアプローチというのは抵抗感がなく、発見と支援がしやすいのではないかと思う。今後、幼保小連携カリキュラムのようなシステムを検討できないかという課題が出された。この辺りが重点的な課題になるのではないかと思う。</p> <p>今回は当事者から話を聞くということで、ピノキオ幼稚園の保護者の会のたけのこ会の方とひまわりママの代表の方のお二人に話を伺うことになっている。以上です。</p>
矢野副会長	<p>ありがとうございます。三つの部会の報告が終わったので、今回は予定どおりに進めていただくのと併せて、障害福祉計画の見直しに少し時間を取っていただいて、議論を深めていただければと思う。特に冒頭に話があったとおりの各部会で課題としていることは連携をどう実現していくかなので、その辺も含めて、議論を深めていただきたい。</p> <p>スケジュール等の説明を事務局から願います。</p>

(4) その他

一同	特になし。
----	-------

3. 連絡事項

(1) 第3回地域自立支援協議会開催について

事務局 (岡本副主査)	スケジュールについて説明をさせていただきます。次回の全体会は11月28日金曜日の午後5時を予定している。場所は開催通知で通知させていただきます。また、専門部会は9月26日金曜日の午後5時からとなっていますので、併せて場所については開催通知で通知をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。また、堀池課長から2点報告があります。
----------------	--

(2) その他

事務局 (堀池課長)	<p>2点ほど報告をさせていただきます。平成26年5月21日にウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書が上がった。こちらは議会から意見書を国に対して提出してほしいという陳情が上がっていて、6月11日の厚生文教委員会の中で審議され、結果は議会で意見書を提出することが採決された。</p> <p>また、平成26年6月18日に手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める旨の陳情書というのが出されていて、こちらは手話を言語とするような法律、手話言語法を制定することを求める意見書を小金井市議会として提出していただくことを要望する陳情が出された。これは8月19日の厚生文教委員会の中で採択をされ、意見書を提出する運びになっている。以上、報告2件。</p>
事務局 (岡本副主査)	もう1点、森田純司委員から報告があります。
森田純司委員	<p>第2期、前回の障害者計画の時から引き継ぎの課題であるが、今回、障害福祉計画作成に合わせて、「中等度難聴児を取り巻く環境と現状について」の報告をさせていただき、A4両面刷り3枚のホチキス留めの資料を用意させていただきました。</p> <p>1枚目、中等度難聴児はどういう人たちかというと、両耳の聴力レベルが概ね30デシベルから69デシベルまでの手帳が取れない難聴の人たちである。手帳が取れないので補聴器をもらうことができなかった。ただ、平成24年から東京都が都単の事業として補聴器を出す事業を始めている。中等度難聴児発達支援事業という名前で実施している。</p> <p>2枚目に小金井市近隣の他市でどのような実施状況かということを書いた資料だが、国分寺市、小金井市、三鷹市を除いて以前から実施しているところ、また、府中市、多摩市、稲城市のように今年度から実施しているところ、中央線沿線の小金井市を中心とした3市がまだ実施していない状況である。</p> <p>障害者計画の中では前回のところでサービス利用に結び付いていない人たちの支援ということで、144ページ、軽度中度の視覚聴覚と書いてあるが、聴覚障がい谷間の人に対して、都に働き掛けを行っていきますと書いてある。都の施策が先行して、小金井市の事業がまだ始まっていないという状況があると思う。</p>

	<p>難聴児の課題というのは概ね小学校入学のときに出てくると思う。出生率で東京医療センターの医師は 1,000 人に 1 人ぐらい出るとのデータがあり、小金井市は出生率が 1,000 人ぐらいであるから、大体 1 学年に 1 人。小金井市は毎年 1 名ぐらい可能性がある障がい様態だと思う。今までは補助費がなかったので自費で買ったりしていたようだが、東京都で事業を開始しているところもあるようで、今回、障害福祉計画に新規事業を入れられるのかどうかも分からないが、タイミングとしてこういった障害福祉サービスに当たらない層の障がい者がいる。WHO では 41 デシベル から補聴器装用を推奨しているので、中等度難聴児の発達支援事業に参加できるような協議を地域自立支援協議会でしておいて、障害福祉計画に反映できることが望ましいと思います報告をさせていただきます。</p> <p>また、東京都の都単の事業も国際基準ではあるが、修理等の対応がされていない。小学校に入って一生懸命勉強、遊びに励んだ難聴児が補聴器を落として壊してしまうこともあると思うので、できれば児童福祉法の考え方にのっとって、修理まで対応できる地域であることが望まれる。これについては相談の中で出てきている話なので、そのままご報告させていただく。</p> <p>参考までに障害者基本法では可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が保証されると書いてある。また、平成 28 年度に本格施行される障害者差別解消法の中では合理的配慮の不提供の禁止というところが明記されている。合理的な配慮を提供しないことは禁止されるというのは 2 年後に迫っているので、今回の障害福祉計画に難聴児を取り巻く環境に配慮した施策が展開される必要があるのではないかと考えている。</p>
矢野副会長	ありがとうございます。
高橋会長	とても重要なお意見で、具体的な情報提供だったが、森田純司委員としては具体的に何をどのように変えればいいのかというご意見ですか。
森田純司委員	<p>他市では中等度難聴児発達支援を始めているので、小金井市でも、例えば、来年度の予算の中に中等度発達支援事業を組み込んでいただいて、障害福祉計画の中の見込数も恐らく 1,000 人に 1 人だと毎年 1 という数字になると思う。</p> <p>また、少ない予算でこの事業が展開できるかと考えている。20 万円ぐらいで 3 名ぐらいできるのかと思うので、事業実施ができることが望まれると思う。</p>
高橋会長	ありがとうございます。
矢野副会長	日常生活用具給付事業の中に入っているのでしょうか。
事務局 (堀池課長)	それは法内事業ではない。日常生活用具でもなければ、補装具でもない。都が特別に補助金を出している事業である。前向きに検討する。
矢野副会長	では、以上で合同部会を終了する。

以上